

令和6年度福岡県たばこ対策推進会議議事要旨

- 1 日時 令和7年3月5日(水) 10:00~11:00
- 2 場所 福岡県行政棟地下1階保健医療介護部会議室
- 3 出席者 岩永委員、大和委員、田中委員、池田委員、磯崎委員、大坪委員、橋本委員、坂田委員、猪股委員(代理:石橋課長補佐)

4 会議記録

(1) 福岡県におけるたばこ対策の取組について

資料1-①、資料1-②について事務局から説明

<主な意見>

加熱式たばこの喫煙室に関するリーフレット(資料1-②)について	
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシに掲載されている「加熱式たばこ専用の喫煙室設置」のたばこのイラストが、紙巻きたばことなっているため、修正したほうがよい。 ・ 県が加熱式たばこを推奨しているように見えるため、表現を改めた方がよいのではないか。
事務局	御指摘のとおり修正する。
県庁の特定屋外喫煙場所について	
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9時50分の時点で、多くの職員が勤務時間中に特定屋外喫煙場所で喫煙しているのを確認した。喫煙所は行政棟の博多駅側に設置されており、囲いがあるだけで煙が周囲に流れ、受動喫煙が発生している。禁煙治療のポスターは掲示されているものの、灰皿に向かって立つと背中側になるため、効果的な配置になっていない。灰皿が複数設置され、軒下を歩いて行くと雨に濡れずに喫煙できる環境が整っているため、喫煙しやすい環境になっている。 ・ 喫煙場所にニコチンガムのポスターを掲示し、禁煙を促してはどうか。ニコチンガムは第二类医薬品であり、処方箋なしで薬局やインターネットで購入できるため、容易に利用できる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に病院にて施設管理者の経験があり、敷地内禁煙になる前は喫煙所に職員が休憩目的で集まるのが問題になっていた。喫煙者は休憩時間中に喫煙所で休憩し、会話をしていたが、他の職員は自由に休憩できないため不公平感があった。県庁でも同様の問題があると推測し、税金で賄われていることを職員に理解させれば、喫煙場所削減への納得感が得られるのではないか。
事務局 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙者への啓発ポスターについて、現状は掲示のみとなっているが、いただいた意見を参考に掲示方法やメッセージの内容を

	修正する。
事務局 (財産活用課)	・ 特定屋外喫煙場所は、人事課、財産活用課、総務事務厚生課、職員団体等からなる衛生委員会の審議を経て、健康増進課と協議の上、最小限のスペースで設置された。今後の変更についても、衛生委員会で審議、健康増進課との協議が必要になる。
委員	・ 県庁の喫煙所は囲いが無いため、勤務時間外も喫煙可能になっている。喫煙所に囲いを設けたり、休憩時間以外は喫煙所を閉鎖するなど、より厳格にルールを定めてはどうか。
委員	・ 少なくとも勤務時間中は喫煙できないように入口にロープを張ってはどうか。ロープをまたいでいくのは、心理的にハードルがある。
委員	・ 県庁が公共の場であることを職員に意識させるために、囲いを設けるよりもチェーンなどを設置してはどうか。
事務局	・ いただいた意見を基に検討させていただく。
委員	・ 受動喫煙・三次喫煙の問題を解決するには、職員から意見を収集する必要がある。特に、立場が弱く声を上げにくい人からの意見を匿名で集めることが重要であるため、非喫煙者の意見を吸い上げるために全職員を対象としたアンケートの実施を推奨する。
事務局 (健康増進課)	・ 喫煙場所に係るアンケートの実施については、職員のサービスを所管する人事課とも協議の上、検討する。
<u>禁煙外来治療費助成制度について</u>	
委員	・ 「7庁内での取組」について、禁煙外来治療費助成制度は何人程度が参加しているのか。
事務局 (総務事務厚生課)	・ 手元に資料がないため、確認して、後日回答する。
<u>飲食店における受動喫煙防止対策について</u>	
委員	・ 新規開店した飲食店では、喫煙専用室以外での喫煙は禁止されているはずだが、実際には喫煙可能な店がある。また、喫煙目的施設の看板を掲げながら主食を提供している店もある。新規開店時には、保健所で届出を行う際に法律で定められた受動喫煙対策について指導してはどうか。
事務局	・ 保健所への届出は施設管理者への指導を行う良い機会となるため、届出時の周知を検討する。

(2) 団体等におけるたばこ対策の取組について

資料2に沿って各委員より説明

<主な意見>

委員	<ul style="list-style-type: none">・ 福岡県医師会は、禁煙デーと禁煙週間に啓発ポスターを掲示し、郡市医師会にも配布・掲示協力を依頼している。・ 県民と各医師会向けに配布している、健診パンフレットの中でCOPDを含む禁煙の啓発を行っている。また、小学生・中学生向けのがん教育冊子を作成し、各教室に配布するなど、教育活動にも力を入れている。
委員	<ul style="list-style-type: none">・ NPO団体のがん教育に協力し、がん予防・禁煙について年間十数カ所で開催している。特定健診でも禁煙指導を行っているが、拒否する人が多い。高校・大学・専門学校などでの禁煙教育の必要性を感じており、特に大学や専門学校の健診受診者への働きかけを強化したいと考えている。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・ 薬剤師会の取組みについて資料2に沿って説明。
委員	<ul style="list-style-type: none">・ 以前は正面にあった会館の喫煙所を建物の裏側に移動し、壁を設置した。
委員	<ul style="list-style-type: none">・ 20歳未満の児童生徒に対し、薬物乱用防止教育と併せて喫煙の害に関する教育を実施している。教員向け研修会を毎年開催し、小中学校教員向け研修会も3年ごとに実施している。研修は最新の情報や、児童生徒への指導方法を考えさせる内容となっている。
委員	<ul style="list-style-type: none">・ ある自治体で行われたアンケートで、子どもたちは野球のコーチなどから受動喫煙被害を受けているという結果が出た。学校は敷地内禁煙だが、放課後や休日の校内や校外での受動喫煙の実態調査をしてはどうか。・ 中学生・高校生には、喫煙は健康問題だけでなく進学・就職にも悪影響を与えることを伝えることが必要であると考えます。
事務局 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none">・ 昨年度作成した「20歳未満向け喫煙防止啓発リーフレット」が、学校薬剤師会等から好評であり、中学生・高校生に対する教育にも使っていただきたい。今後は学校薬剤師に直接チラシを配布するなど、資材の周知方法を見直す。・ 県医師会作成の資料等についても、とても良い資料であり一層の活用が望まれることから、県のホームページへの掲載や各所へのサンプル送付などを行い、情報提供を強化したい。その際は委員の皆さまにも協力をお願いしたい。

事務局 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県政出前講座で禁煙教育を実施しているが、申込があった2社は、いずれも建設会社が従業員教育の一環として活用しており、経営者側の意識の高まりを感じている。出前講座の資料作成にあたっては、エビデンスに基づいた適切な情報提供を心がけているが、成人向けの教育資料や大学生向けのわかりやすいコンテンツ等、参考になるものがあれば提供してほしい。
----------------	---

(3) COPD 予防啓発媒体の作成

資料3に沿って事務局から説明。

事務局から、昨年、既存の啓発物（桂歌丸氏のチラシ）の活用が提案されたが、著作権等の制約から、長く使えるイラストを用いた啓発物を検討していることについて補足。

<主な意見>

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年ほど前、「福岡 COPD 研究会」においてパンフレットを作成し、COPD 啓発の目的で、福岡県を通じて県内保健所に配布した経緯がある。 ・ 日本呼吸器学会では、健康日本 21 の第三次目標である COPD の死亡率減少に重点を置いて活動している。COPD に関する質問票、禁煙支援などについて情報提供を行っている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸能人の写真の代わりに、患者の了解を得た上で、目の部分は黒塗りした、酸素吸入中の患者の写真を使用許可を得て使用してはどうか。 ・ 肺はイラストよりも CT 写真の方が効果的。日本呼吸器学会の禁煙推進カードのように、正常な肺と異常な肺の写真を並べるなど、使用許可を得ている写真素材を活用してはどうか。

5 検討事項

(1) 施設管理者向けチラシについて

- ・ 加熱式たばこのイラストを紙巻きたばこから加熱式たばこへ修正する。
- ・ 新規開店は原則禁煙であることを明確に記載する。
- ・ 新規開店時の保健所指導・届出の際に、禁煙を徹底するよう周知する。

(2) 県庁の特定屋外喫煙場所について

- ・ 喫煙所における禁煙治療ポスターの内容・掲示場所・掲示方法を再検討する。
- ・ 職員へのアンケート調査の実施を人事課と協議の上、検討する。
- ・ 敷地内禁煙を含めた対応策を関係各課と協議し、検討する。

(3) 禁煙外来治療費助成制度の利用状況

- ・ 制度の利用状況を確認し報告する。

→ 【総務事務厚生課より回答】令和6年度：3名、令和5年度：2名 (R7.3.5時点)

(4) COPD 予防啓発媒体の作成

- ・ 作成スケジュールのとおり、リーフレットを作成する。啓発物に使用する写真素材は、委員に相談の上、決定する。

(5) 20歳未満喫煙防止啓発リーフレットの配布

- ・ 学校薬剤師会への配布を検討する。